

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (エネルギー管理システム(HEMS))

【添付書類の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー

【※建売住宅の場合は売買契約書等のコピー】

- ◆注文者と請負者の両者について記載があること。
 - ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
 - ・注文書と請書の組み合わせでも可。
- ◆HEMSの設置に要する費用が分かること。
 - ・HEMS設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類等を添付してください。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。
- ◆HEMS機器型番が明示されていること。
 - ・機器の特定に必要です。
 - ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。

(2) 愛知県補助金の交付対象となるシステムであることが確認できる書類

- ◆HEMSが補助金の要件を満たしていることが証明できるもの。
 - ①平成25年度補正 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（HEMS機器導入支援事業：募集終了）に登録されていた機種（25社7,085製品）の場合
 - ・SIIホームページ http://sii.or.jp/hems25r/file/search_list.pdf で対象機器を検索し、該当ページをプリントアウトしたものを提出してください。
 - ②登録されていない場合
 - ・機器の仕様書やメーカーパンフレットのコピー、メーカーWEBサイトの印刷物等により、「住宅用エネルギー管理システム設置費補助対象機器について」に示す7項目の要件を満たしていることが分かる書類を添付してください。
 - ③登録されていないが、刈谷市において補助対象機器であることが確認された場合
 - ・②の申請により確認された機器については、市ホームページで随時公表します。該当ページをプリントアウトしたものを提出してください。

◎(3) 設置場所の案内図

- ◆設置住宅を容易に特定できるもの。
 - ・地図で、設置住宅を特定してください。
 - ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置住宅が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 建築基準法に基づく検査済証のコピー【※建売住宅の場合のみ】

- ◆検査済証の発出日の属する年度の翌年度の末日までに引渡しができる住宅であること
 - ・令和7年度中に引渡しができる建売住宅のうち、検査済証の発出日が「令和6年4月1日～令和8年3月31日」のものが補助対象です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。